

【質疑応答】箕面市児童生徒用端末保証サービス提供等業務委託

令和7年2月17日

項番	該当箇所	質疑	回答
1	入札説明書 4ページ 4 入札の方法 (1)	「入札者は、「入札書」(様式1)に入札価格(消費税等を除く。)を総額で記載し、記名・押印のうえ提出しなければならない。」とありますが、60か月分の契約金額総額(消費税を除く)を記載するという認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	入札説明書 9ページ 14 長期継続契約	「契約期間は5年とするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。」とありますが、貴市の長期継続契約において、歳出予算の減額又は削除などで契約変更や解除を行った実績はございますか。	把握している範囲では、そのような実績はありません。
3	提案書に関する評価項目一覧 2枚目 特定提案等	「本市学校OAサポートとどういった点でどう連携するか等明確に示されているか。」とありますが、貴市の学校OAサポートの方に作業などを依頼する必要がある提案をする場合、その作業費用は本契約に含むという認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。学校OAサポートに作業を依頼するなど費用が発生すると想定される場合は、本契約にその作業費を見込んでください。
4	契約書案 6ページ (契約代金の支払) 2	「発注者は、前項の規定による受注者からの適法な請求を受理した日から30日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。」とありますが、例えば【令和7年4月1日から令和7年4月30日まで】の請求は令和7年5月1日以降に行い、30日以内に支払われるという認識で良いでしょうか。また、この月額請求及び支払いが60回行われるという認識で良いでしょうか。	業務仕様書の5. 支払い方法に「受注者からの請求書に基づき、契約始期から30日以内に一括して支払うものとする。」と記載しているとおり、本契約については、契約始期から30日以内に一括して支払うため、請求及び支払いの回数は1回です。
5	業務仕様書P2 6.業務内容 その他	「修理受付後、原則1週間以内に機器引き取りを行うこと」と記載がございましたが、故障状況を受付時にヒアリングし、修理するよりも代替品を提供した方が安価だと判断した場合、機器引き取りを実施しません。 その端末についても、1年に1回、買取または処分する方法で問題ないでしょうか。	問題ありません。ご認識のとおり、故障状況を受付時にヒアリングし、修理するよりも代替品を提供した方が安価だと判断し、機器引き取りを実施しなかった場合の端末についても、1年に1回、本委託の範囲内として、受注者が負担し買取または処分をしてください。
6	業務仕様書P2 6.業務内容 その他	「修理不能等の理由で代替品を提供する場合に不要となった機器は、本委託の範囲内として、受注者が負担し買取または処分すること。また、修理依頼後、修理キャンセルとなった機器についても、本市が不要と判断した場合、本委託の範囲内として、受注者が負担し買取または処分すること。なお、不要となった機器については、本市へ一度返却した上で、年に1回程度、機器の回収を実施することとし、データ消去証明書を発行の上、適切に買取または処分すること。」との記載がございましたが、現契約にて1年間での不要機器の発生台数は何台ほどでしょうか。現行機器の全体台数も合わせて教えていただけますでしょうか。	当該業務委託と同様の契約を本市で行った実績がないことから回答できる実績値がありません。